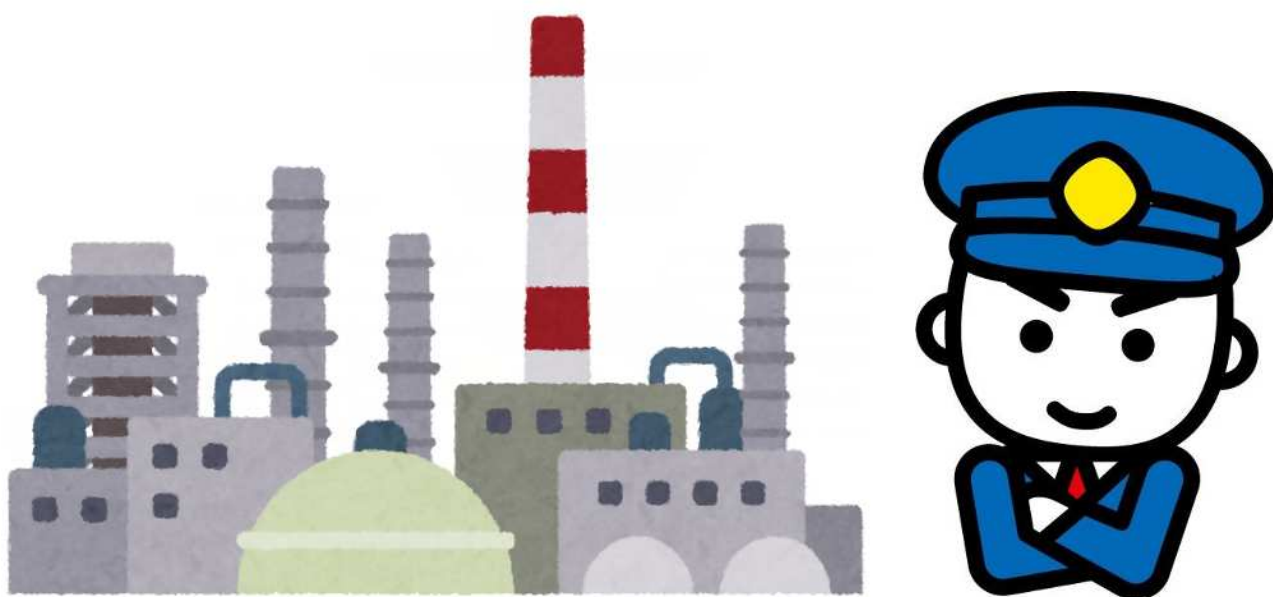


危険物関係施設の審査基準



富士市消防本部予防課

目 次

- 第 1 仮使用の承認
- 第 2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認
- 第 3 製造所
- 第 4 一般取扱所
- 第 5 屋内貯蔵所
- 第 6 屋外タンク貯蔵所
- 第 7 屋内タンク貯蔵所
- 第 8 地下タンク貯蔵所
- 第 9 簡易タンク貯蔵所
- 第 10 移動タンク貯蔵所
- 第 11 屋外貯蔵所
- 第 12 給油取扱所
- 第 13 販売取扱所
- 第 14 移送取扱所
- 第 15 電氣的腐食のおそれのある場所
- 第 16 換気設備
- 第 17 電気設備
- 第 18 消火設備
- 第 19 警報設備

凡 例

本基準における用語例は、次のとおりとする。

- ・ 法・・・・・・・・・・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 施行令・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- ・ 危政令・・・・・・・・・・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 危規則・・・・・・・・・・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- ・ 告示・・・・・・・・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
- ・ 建基令・・・・・・・・・・建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- ・ 条例・・・・・・・・・・火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
- ・ 条例規則・・・・・・・・火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）
- ・ 施行規程・・・・・・・・火災予防施行規程（昭和 37 年 7 月東京消防庁告示第 17 号）
- ・ JIS・・・・・・・・・・日本産業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17
条第 1 項の日本産業規格をいう。）

※本文中の「・・・指導する。」は、行政指導の事項である。（文章の末尾に◆を記載）。

※本文中の「・・・以下「...」という。」は、原則としてその章における略称を表す。

※参考とした国の通知等の記載例

（例）【S34 自消丙予発 17】

S：昭和
H：平成
R：令和

文書番号「第 17 号」を略したもの